

さいたま地方裁判所第4民事部合議係裁判長 殿

(平成26年(行ウ)第34号外 生活保護基準引下げ違憲処分取消等請求事件)

生存権を侵害する生活保護基準引下げの 取消判決を求める署名

生活保護は、憲法25条1項の生存権の保障を具体化した国民にとって重要な制度です。本件の2013年度からの生活保護基準引下げ（本件引下げ）は、平均6.5%、最大10%にも及ぶ過去最大の生活保護費の削減となるものです。

国は、「デフレ調整」と称して物価下落に応じた引下げを本件引下げの理由の一つとしています。しかし、これまで物価下落を理由として保護基準が引き下げられたことはなく、専門家会議である生活保護基準部会でも物価について一切検討されていません。また、総務省の物価指数（通常政府が用いる物価指数）では下落率が-2.35%であるのに対し、今回使用された物価指数（厚生労働省独自の物価指数）では下落率が-4.78%と下落率が大きく異なり、生活保護費削減のための意図的な計算がなされています。この点、本件と同種の訴訟である大阪地方裁判所令和3年2月22日判決も、この改定率に関し、国の手続等に過誤があり、厚生労働大臣の裁量権の逸脱・濫用があったとして、本件引下げを違法と断じています。

以前から、生活保護は十分な金額とは言えませんでしたが、本件引下げによって、生活保護利用者の生活はより一層困窮を極めることになりました。例えば、1日3食から2食に減らした、電気代節約のために昼間は電気を付けずに暗い部屋で過ごしている等の声が利用者から聞かれます。また、本件改定にあたり、当事者である利用者の意見は一切反映されておらず、本件引下げは国が一方的に決定したものです。

以上より、本件引下げは、厚生労働大臣の裁量権を逸脱・濫用した違法なものですから、裁判所におかれましては、公正公平な立場から、憲法25条及び生活保護法の趣旨に則り、生存権を侵害する本件生活保護基準引下げの取消判決を下されるよう求める次第です。

お名前	ご住所

呼びかけ団体 生活保護基準引下げ反対埼玉連絡会

■連絡先

〒363-001 埼玉県桶川市北2-9-6B棟 飛鳥井司法書士事務所

電話 048-771-8690 FAX 048-776-6081

■取扱団体（署名送り先は上記またはやどかりの里へ）

公益社団法人やどかりの里 〒337-0043 さいたま市見沼区中川562